

柳井税務署からのお知らせ

★平成27年分所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は

2月16日(火)から3月15日(火)までです。

※還付申告については、平成28年1月1日以後、提出することができます。

★申告会場の開設日程について

地 区	開 設 日	相 談 時 間	会 場 名
柳井税務署管内全域	2月16日(火)～3月15日(火) (土日は除きます)	9:00～17:00 (受付は16:00まで)	柳井税務署
周防大島町	2月26日(金)	9:30～17:00 (受付は16:00まで)	山口県大島防災センター

※2月15日(月)以前は、申告会場を設けていないため、申告相談で税務署へお越しの方は2月16日(火)から3月15日(火)までの期間にお越しいただくか、送付(郵便又は信書便)による提出をお願いします。

※申告会場の駐車場は混雑が予想されます。来場の際には公共交通機関をご利用ください。

★社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について

平成27年分の確定申告書には、個人番号(12桁)の記載は不要です。



確定申告書への個人番号の記載は、平成28年分の確定申告書(一般的に、平成29年1月以降の確定申告期間に提出する確定申告書)から必要となりますのでご注意ください。

なお、平成28年1月以降に申請書・届出書(更正の請求など)を提出する際には、申請書・届出書に個人番号を記載するとともに、申請されるご本人の本人確認書類(番号確認及び身元確認が可能な書類)の提示又は本人確認書類の写しを添付する必要があります。

申告書の作成は、便利な

「確定申告書等作成コーナー」で!

「確定申告書等作成コーナー」でできること

●「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書等を作成することができます。

また、印刷して税務署へ郵送等により提出することもできます。

●「給与・公的年金専用」の申告書作成画面を新設しました。初めての方でも操作しやすい画面となっています。是非ご利用ください。

詳しくは で



申告と納税は期限内に!

所得税及び復興特別所得税・贈与税 3月15日(火)

消費税及び地方消費税(個人事業者) 3月31日(木)

振替納税をご利用ください

納税のために金融機関や税務署に向く必要がなく、大変便利で確実な納付方法です。

お申し込みは、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項をご記入・押印の上、申告期限までに税務署または金融機関に提出してください。

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」は国税庁ホームページからダウンロードできます。

詳しくは で



広島国税局キャラクター
広島主税(ちから)くん

平成27年分の振替日

所得税及び復興特別所得税 4月20日(水)

消費税及び地方消費税 4月25日(月)

申告と納税は期限内に!

■問い合わせ

柳井税務署 ☎0820(22)0277